

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその

基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県環境基本計画

1 大分県新環境基本計画 ～ごみゼロおおい推進基本プラン～ (平成17年度～平成27年度)

県では、大分県環境基本条例第9条に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、①平成15年9月から県民総参加のもとでの「ごみゼロおおい作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、②県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」の策定、③計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の環境面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおい作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であるが、計画策定から5年あまりが経過し、環境を取り巻く情勢も変化したことから、平成23年度に改訂を行った。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおい」とし、この将来像の実現に向けて、Ⅰ「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、Ⅱ「循環を基調とする地域社会の構築」、Ⅲ

「地球環境問題への取組の推進」、Ⅳ「環境・エネルギー産業の育成」、Ⅴ「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち60項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「ごみゼロおおい作戦県民会議」（平成28年度は「おおいあうつくし作戦県民会議」）において進行管理している。

基本目標Ⅰに関しては、平成25年9月に姫島村、豊後大野市の日本ジオパーク認定を受けたジオパークの取組について、その活動を持続可能なものにするためフォーラムの開催など情報発信を強化したほか、学術研究の充実を支援するため学術研究論文等の募集や大学等による巡検の誘致などを行った。

また、生物多様性を取り巻く状況の変化等に対応し、生物多様性の保全と持続可能な利用を目指した取組をさらに進めるため、「第2次生物多様性おおい県戦略（2016-2020）」を策定した。

温泉については、再生可能エネルギーの普及促進という社会的要請を踏まえ、有限な温泉資源を保護し、持続可能で、かつ、安心・安全な温泉利用を推進することを目標とする「おおい温泉基本計画」を新たに策定した。

さらに、県営都市公園において、NPO法人等

に委託し、木材や竹材を利用した工作や調理等の体験を通じて自然の恵みを体感するとともに、講義や植生調査体験を通じて里山や竹林復元・保全への理解を深めることで、県民の自然環境保全への意識の醸成を図った。

基本目標Ⅱに関しては、豊かな水環境創出のため、筑後川等4つのモデル河川において流域会議を設立し、河川ごとの取組を支援することにより流域住民の親水意識の向上を図ったほか、泡発生メカニズム調査の実施や新たな水質指標「清流度」を活用した取組を行い、水環境保全活動を拡充・展開していくための体制を整えた。PM2.5対策については、発生源の推定や発生量の推計に資するため新たに成分分析機器を整備した。

産業廃棄物については、巡回監視やスカイパトロールの実施に加え、新たに不法投棄防止用フェンスを設置し、不法投棄・不適正処理防止対策を講じた。

また、下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等による生活排水処理率が全国平均と比べて依然として低い状況にあり、早急な整備が求められるとともに、施設の老朽化に伴う改築更新、浸水対策、南海トラフ巨大地震等に備える地震・津波対策など未普及対策以外の費用が増加している状況を踏まえ、さらに効率的な生活排水処理対策を推進するために「大分県生活排水処理施設整備構想2015」を新たに策定した。

基本目標Ⅲに関しては、家庭部門において、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを普及啓発するため、各家庭に応じた省エネ対策をアドバイスする「うちエコ診断」を151件実施するとともに、パソコンやスマートフォンからより気軽にエコ診断を受診できるよう平成27年8月末から「大分県Web家庭のエコ診断」を実施した。業務部門では、省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及啓発をはじめ、高効率の省エネ機器等の導入を促進するため、事業所向け省エネ診断を81件実施した。運輸部門では、「エコ通勤割引」を実施し、公共交通機関の利用促進を図った。

また、平成28年3月には「第4期大分県地球温暖化対策実行計画」を策定した。

基本目標Ⅳに関しては、地熱・温泉熱エネルギーの有効利用を目的に、県農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ（別府市）に設置した「湯けむり発電システム」とあわせて、農業ハウスの冷暖房を行う地熱利用型の「スマート農業ハウス」が平成27年8月に完成した。

また、「再生可能エネルギー日本一」の県として新エネルギーの導入や省エネルギー対策を後押しするため「新エネ・省エネコーディネーター」を設置した。本県の強みを生かしたエネルギー関連産業の集積を加速化するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖されることで、県内エネ

ギー関連産業の成長を促進させた。

一方、コンビナート立地企業の国際競争力強化を図るため、大分コンビナート競争力強化ビジョンに沿って、コンビナート内のエネルギー・副生成物の最適化などの検討を進めた。

基本目標Ⅴに関しては、「安心・活力・発展プラン2015」が平成27年10月にスタートしたことを受け、「ごみゼロおおいた作戦」を地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」へと移行させた。

また、県民の環境意識を高め、主体的に行動できる人材を育成するため、「第2次大分県環境教育等行動計画」を策定した。また、専門分野の環境アドバイザーを137団体に派遣し、30か所まで幼児向けに環境劇を実施したほか、環境学習用DVDの制作や県庁ホームページの環境学習サイトに新たにエコクイズを設けるなど、環境について関心や理解を深める機会の充実を図った。

さらに、森林環境保全基金を活用した学習機会の提供や森林環境学習指導者の派遣により、自然体験活動・宿泊体験活動の促進を図るとともに、香々地青少年の家の森林を県北地域の森林環境学習の拠点「学びと健康の森」として再整備した。

平成27年度は平成17年から推進してきた「大分県新環境基本計画」の最終年度に当たる。

計画に定められた環境指標の結果は表1.2-1のとおりである（詳細は資料編11 環境指標一覧）。

この間、様々な施策の実施により、県民の環境意識も高まるなど、一定の成果を挙げた。平成28年度以降は、「第3次大分県環境基本計画」に基づいて各種環境施策を推進している。

表1.2-1 計画に定めた環境指標の評価結果

- 基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築
- 基本目標Ⅲ 地球環境問題への取組の推進
- 基本目標Ⅳ 環境・エネルギー産業の育成
- 基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標 項目数	A		B		C	
		項目	割合 (%)	項目	割合 (%)	項目	割合 (%)
基本目標Ⅰ	18	11	61	7	39	0	0
基本目標Ⅱ	20	7	35	12	60	1	5
基本目標Ⅲ	10	3	30	5	50	2	20
基本目標Ⅳ	5	5	100	0	0	0	0
基本目標Ⅴ	7	3	43	4	57	0	0
合計	60	29	48	28	47	3	5

評価（A・B・C）の区分について

- 「A」 平成27年度の目標数値を達成している場合
- 「B」 平成27年度の目標数値の7割以上を達成している場合
- 「C」 平成27年度の目標数値の7割未満である場合

大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～（H24.3改訂）の概要

第1章 計画の見直しにあたって

計画見直しの趣旨

計画の
性格・位置づけ

計画の期間

計画の構成

第2章 計画の目標

目指すべき環境の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画の基本目標

豊かな自然との
共生と快適な地
域環境の創造

循環を基調とする
地域社会の構築

地球環境問題へ
の取組の推進

環境・エネルギー
産業の育成

すべての主体が
参加する美しく
快適な県づくり

第3章 施策の展開

豊かな自然との
共生と快適な地
域環境の創造

循環を基調と
する地域社会
の構築

地球環境問
題への取組
の推進

環境・エネ
ルギー産業
の育成

すべての主体が
参加する美しく
快適な県づくり

- 豊かな自然や生物多様性の保全
- 快適な地域環境の保全と創造
- 温泉の保護と利用

- 大気環境の保全
- 水・土壌・地盤環境の保全
- 化学物質等への環境保全対策
- 廃棄物・リサイクル対策

- 温室効果ガスの排出源対策の推進
- エコエネルギーの導入促進
- 二酸化炭素の吸収源対策の推進
- その他地球規模の環境問題への対策

- 環境・エネルギー技術への挑戦
- 環境・エネルギービジネスの拡大
- 企業の環境活動の推進

- 自発的な環境保全活動の促進
- 豊かな環境を守り育てる人づくり

基盤的施策の推進

- 環境影響評価の推進
- 環境に配慮した取組の推進
- 公害紛争等の適正処理

第4章 計画の推進

推進の体制

計画の進行管理

財政措置

2 第3次大分県環境基本計画(28年度～)

この計画は、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の環境部門の計画であるとともに、「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランと位置づけ、計画期間は平成28年度から平成36年度までの9年間としている。

年々深刻化する地球温暖化問題への対応や「愛知目標」を踏まえた生物多様性の保全など環境を取り巻く情勢の変化や新たな課題に対応するために「大分県新環境基本計画」の見直しを行い、平成28年3月に策定した。

目指すべき環境の将来像は、大分県新環境基本計画に引き続き、「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」とした。

基本目標については、「地球環境問題への取組の推進」は、温暖化対策について、適応策を盛り込むなど「地球温暖化対策」に重点を置き、「地球温暖化対策の推進」とし、「環境・エネルギー産業の育成」は、農林水産業により維持されてきた県土の保全、水源のかん養等の多面的機能や豊かな自然の恵みを観光資源として生かす観光産業を、これまでのエネルギー産業に加え「環境を守り育てる産業の振興」とした。

環境指標については、施策の展開に伴い新たな指標を設定するとともに、50項目とした。

(詳細は資料編12 環境指標)

第3次大分県環境基本計画

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

計画の
性格・位置づけ

計画の期間

計画の構成

第2章 計画の目標

目指すべき環境の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画の基本目標

豊かな自然との
共生と快適な地
域環境の創造

循環を基調とする
地域社会の構築

地域温暖化対策
の推進

環境を守り育て
る産業の振興

すべての主体が
参加する美しく
快適な県づくり

第3章 施策の展開

豊かな自然との
共生と快適な地
域環境の創造

循環を基調と
する地域社会
の構築

地球温暖化
対策の推進

環境を守り
育てる産業
の振興

すべての主体が
参加する美しく
快適な県づくり

- 豊かな自然や生物多様性の保全
- 快適な地域環境の保全と創造
- 温泉資源の保護と適正利用の推進

- 大気環境の保全
- 水・土壌・地盤環境の保全
- 化学物質等への環境保全対策
- 廃棄物・リサイクル対策

- 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進
- エコエネルギーの導入促進
- 森林吸収源対策の推進

- 環境・エネルギービジネスの拡大
- 自然と共生する産業の促進

- 県民総参加による環境保全活動の推進
- 豊かな環境を守り育てる人づくり

基盤的施策の推進

- 環境影響評価の推進
- 環境に配慮した取組の推進
- 公害紛争等の適正処理

第4章 計画の推進

推進体制

計画の進行管理

財政措置

第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）

を制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1.2-2のとおりである。

表1.2-2 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	-
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設 し尿処理施設の建設 廃棄物最終処分場の建設	200t/日以上 100kL/日以上 25ha以上	- - 5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上	-
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション 施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	-	-
港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上	

第1種対象事業：大規模な事業であって、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

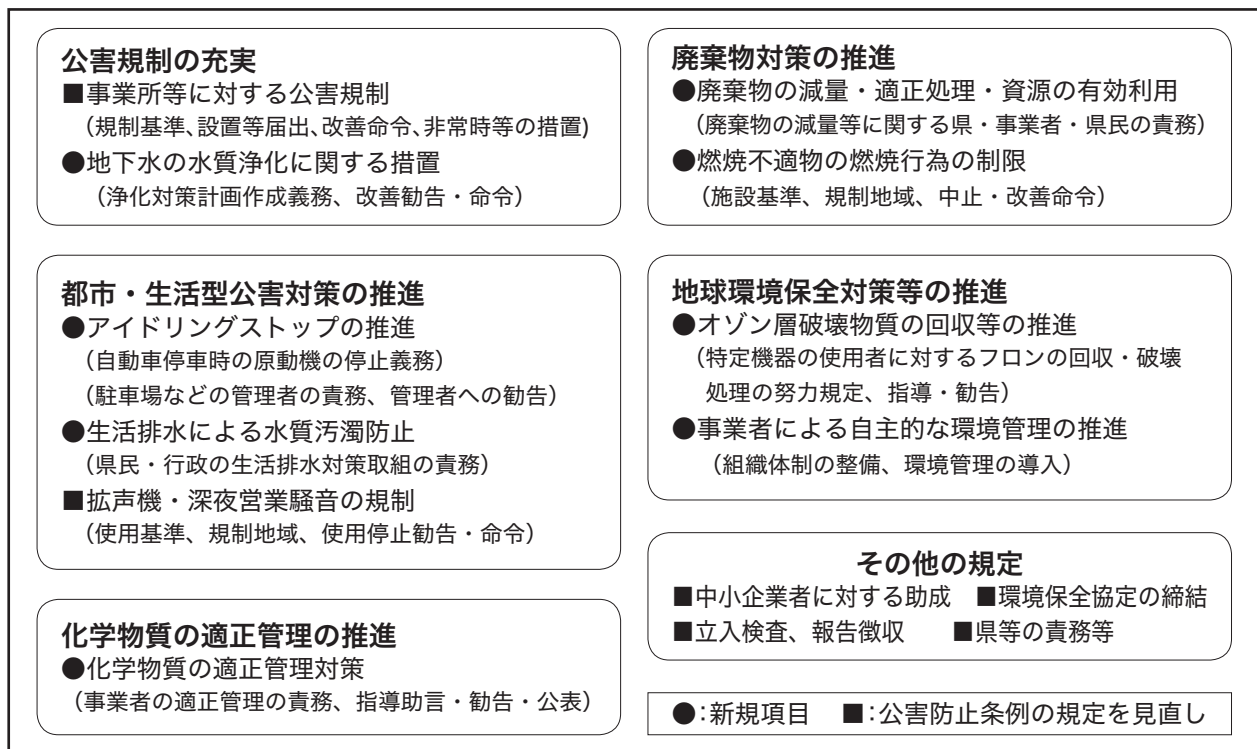
工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえ、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く

県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「**オゾン層破壊物質の回収**」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

（条例の概要については図1.2-3参照）

図1.2-3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくり

を県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこ

の条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成27年10月31日現在の市町村条例との調整状況は表1.2-4を参照)

表1.2-4 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

(平成28年11月1日現在)

(○…県条例適用)

市町村名	ごみの投棄(※)	自動販売機の回収容器設置義務	ピンクちらしの掲示等(※)	動物のふん等の放置	自動車の放置(※)	自転車の放置(※)	落書き(※)	悪臭等への配慮	投光器の使用(※)
大分市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	●	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	●	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	●	○

注)「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。
 なお、印刷物等の配布等の責務については努力規定である。

3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、環境技術の開発、永年にわたる環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」に替わり、新たに地域活性化に資する取組を加えた「おおいたうつくし作戦功労者顕彰制度」を設けた。平成28年度には1個人10団体を表彰した。(平成28年度の受賞者は表1.2-5を参照)



おおいたうつくし作戦功労者表彰式 2016.5.18 於：大分県庁舎新館大会議室

表1.2-5 平成28年度おおいたうつくし作戦功労者表彰

感謝状贈呈式：平成28年5月18日[水]（おおいたうつくし作戦県民会議） 場所：大分県庁舎新館14階 大会議室

	個人・団体名等	市町村名	主な功績
(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動			
1	<個人> 宗 義彦	国 東 市	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年頃から、国東海岸を訪れる多くの観光客に「国東市はごみのないきれいな街」のイメージを持って欲しいという思いで、海岸（小原地区）を毎日、清掃に励む（年間0.5～1 t回収） 平成22年からは絶滅危惧種に指定されているアカウミガメの看視活動を実施
2	<団体> 特定非営利活動法人 碧い海の会 (理事長 田中 新正)	大 分 市	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年から、森林の環境保全を目的として、大分市竹中を拠点に、森林や竹林の整備活動や炭焼きなどの活動を実施（平成19年度から森林環境税を活用） 毎月、小学生から大学生、企業等を対象とした竹工作や植林、バードウォッチングなど環境教育を実施
3	<団体> 久原防犯パトロール隊 (代表 岡本 義博)	大 分 市	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年から、週6日間、防犯パトロールを兼ねて、道路、公園内のごみ拾いを実施 地域をきれいにすることで、小中高生や地区老人会の人たちが自分のゴミを持ち帰るようになるなどの啓発効果
4	<団体> すこやか光岡 (代表 吉田 竹士)	日 田 市	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年から、毎月1回JR光岡駅のトイレ清掃、花の植栽除草、駅前広場の清掃、駐輪場の整理を行うなど環境美化に貢献 年3回季節に応じて花の植替を実施
5	<団体> 原山ボランティアクラブ (会長 松本 宏)	日 出 町	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年から、原山地区有志により、地域を美しく高齢者自身も美しく活性化する活動を実施 無償ボランティア活動として、年2回の通学路の清掃や草刈、空き缶回収などを実施 一部有償ボランティア活動として、月1～2回の海岸や神社、道路清掃を実施
6	<団体> 森地区コミュニティ運営 協議会女性部会 (部会長 藤原 千春)	玖 珠 町	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年から、年に3回、おもてなしの気持ちをこめて、玖珠インターチェンジ前の広場や、玖珠町役場近くの道路脇の花壇等の整備を行い、自然環境の保護や環境美化に貢献（日々草など1600本） 年に約15回、除草等を実施
(2) 環境保全のための技術開発			
7	<団体> エネフォレスト株式会社 (代表取締役 木原 倫文)	大 分 市	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年から、農業用水路等に流れる水量でも効率的に発電可能な「小水力発電システム」の研究開発 平成24年にシステム設置を開始し、県内外で導入実績を上げ今後も設置の見込み（5kw～25kw） 小水力発電システムにより、再生可能エネルギーの普及と地球温暖化防止に貢献
(3) 環境保全に関する学術研究又は普及啓発			
8	<団体> 中津市地球温暖化対策協 議会 (代表 久保 皓一)	中 津 市	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年から、温暖化防止の講演会のほか、緑のカーテンや段ボールコンポスト、子ども木工教室、ホテルの里づくりなど持続可能な低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けた普及活動を実施 構成員から「アースデイ中津」「やまくに山村塾」などの環境保全団体が充足し啓発活動を積極的に実施 市内高校生の環境ボランティアを育成するために、水源をたどるフィールドワークなどを実施
9	<団体> くにさきエコシステム株 式会社 (代表取締役 西田 正孝)	国 東 市	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年から、休耕田5haを活用して栽培したひまわりの種の油を食用油に使用し、廃油を燃料にリサイクルする循環モデル「くにさきひまわりプロジェクト」を構築し、地球温暖化防止に繋がるCO₂削減に貢献（3,200L/月を回収） 飲食店やホテル、病院、スーパー、家庭などの廃油をバイオディーゼル燃料にリサイクルする取組を実施 その他、ひまわりの収穫などを通じた子どもへの環境教育や観光利用による地域活性化にも貢献
(4) うつくしキャンペーンの推進に協力			
10	<団体> 学校法人稲葉学園 竹田南高等学校 (校長 土崎 谷夫)	竹 田 市	<ul style="list-style-type: none"> 20年以上前から環境保全活動に取り組んでおり、全校生徒で秋の県民一斉ごみゼロ大行動に参加するなどキャンペーンに参加 平成7年から、竹田市内の3つの川（稲葉川、緒方川、神原川）で水生生物による水質調査を実施し、河川の水質や生物の実態を把握して文化祭で成果を発表するなど豊かな水環境の創出に貢献 水生生物調査にあわせて河川の清掃を実施 地域の行事である竹楽の後片付けや清掃活動も実施
(5) 地域活性化に資する美しく快適な大分県づくりに貢献したもの			
11	<団体> 千部もみじ村 (代表 近藤 加代子)	豊後高田市	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年から、地域住民の憩いの場所となるよう、楓などの広葉樹1,500本以上を地区の約3haに植樹 平成13年からは、紅葉の森林体験イベントを開催 平成18年からは、森林環境税を活用して、タケノコ掘り体験、シイタケの駒打ち体験など地域の小学生を対象とした森林環境教育や竹林整備を実施 毎年、2回ボランティア等20名で下刈りや間伐、歩道を整備

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2)県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。

なお、最終処分場については、県外から搬入される産業廃棄物の増加が、施設の短命化をもたらすとともに、適正な処理の支障となるおそれがあるため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議の審査基準に、「第4次大分県廃棄物処理計画（平成28年3月策定）」において定める産業廃棄物処理施設の整備方針への適合性を追加した。

イ 許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。
ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

なお、優良な産廃処理業者での再資源化を促進するため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議を必要としない対象に、「優良な産廃処理業者へがれき類の破碎処理を委託する場合であって、搬入量が

1,000トン未満であるとき」を追加した。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

(5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは、大分市の区域を含めることとしている。

第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成28年3月31日現在の許可状況^{*}は、13市2町でのべ130事業者、面積1,385,434㎡、土量4,825,361㎡となっており、うち県外土砂は、面積で16.4%、土量で24.3%を占めている。(表1.2-6)

なお、立入調査による土壌及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

表1.2-6

年 度	許可数		埋立面積 (㎡)			埋立土量 (㎡)		
		うち県外分		うち県外分 面積 (㎡)	うち県外分 率 (%)		うち県外分 土量 (㎡)	うち県外分 率 (%)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968	74.4
平成19年度	26	1	253,316	0	0.0	1,008,666	0	0.0
平成20年度	17	1	227,493	33,683	14.8	966,838	385,755	39.9
平成21年度	11	0	128,770	0	0.0	514,640	0	0.0
平成22年度	13	1	140,417	9,997	7.1	453,355	83,396	18.4
平成23年度	9	3	84,875	33,599	39.6	101,294	40,458	39.9
平成24年度	15	5	169,375	70,190	41.4	567,387	419,558	73.9
平成25年度	12	2	111,090	29,434	26.5	385,422	55,569	14.4
平成26年度	10	0	110,900	0	0.0	151,001	0	0.0
平成27年度	9	1	95,936	23,095	24.1	433,465	4,688	1.1
累 計	130	16	1,385,434	227,499	16.4	4,825,361	1,170,392	24.3

※大分市実施分も含む

第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

平成18年3月 公布
 平成18年10月 全部施行
 平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)

平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)
 平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成22年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成22年3月 保護管理事業計画の決定(1種)
 平成24年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)
 平成26年5月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成27年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)
 平成28年7月 指定希少野生動植物の指定(4種)

表1.2-7

植 物	タマボウキ(ユリ科) H18.12指定 チョクザキミズ(イラクサ科) H18.12指定 ナガバヒゼンマユミ(ニシキギ科) H18.12指定 ヒメユリ(ユリ科) H18.12指定 イワギリソウ(イワタバコ科) H18.12指定 ヒゴタイ(キク科) H18.12指定 ホウライクジャク(ホウライシダ科) H18.12指定 オオミズゴケ(ミズゴケ科) H18.12指定 イワギク(キク科) H20.3指定 ナゴラン(ラン科) H20.3指定 オトメクジャク(ホウライシダ科) H21.3指定 オグラセンノウ(ナデシコ科) H21.3指定 ヤツシロソウ(キキョウ科) H22.3指定 フクジュソウ(キンポウゲ科) H28.7指定 オキナグサ(キンポウゲ科) H28.7指定
動 物	カブトガニ(カブトガニ科) H18.12指定 オオウラギンヒョウモン(タテハチョウ科) H18.12指定 クロシジミ(シジミチョウ科) H18.12指定 オンセンミズゴマツボ(ミズゴマツボ科) H22.3指定 ハッチョウトンボ(トンボ科) H24.3指定 クボハゼ(ハゼ科) H26.5指定 チクゼンハゼ(ハゼ科) H26.5指定 オナガラムシオイガイ(ムシオイガイ科) H27.3指定 オオイタシロギセル(キセルガイ科) H28.7指定 ハブタエムシオイ(ムシオイガイ科) H28.7指定



フクジュソウ

第9節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したとこ

ろである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター(昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。)を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおいいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいいた推進班」を「ごみゼロおおいいた推進室」として機能強化を図った。

環境行政の推進体制

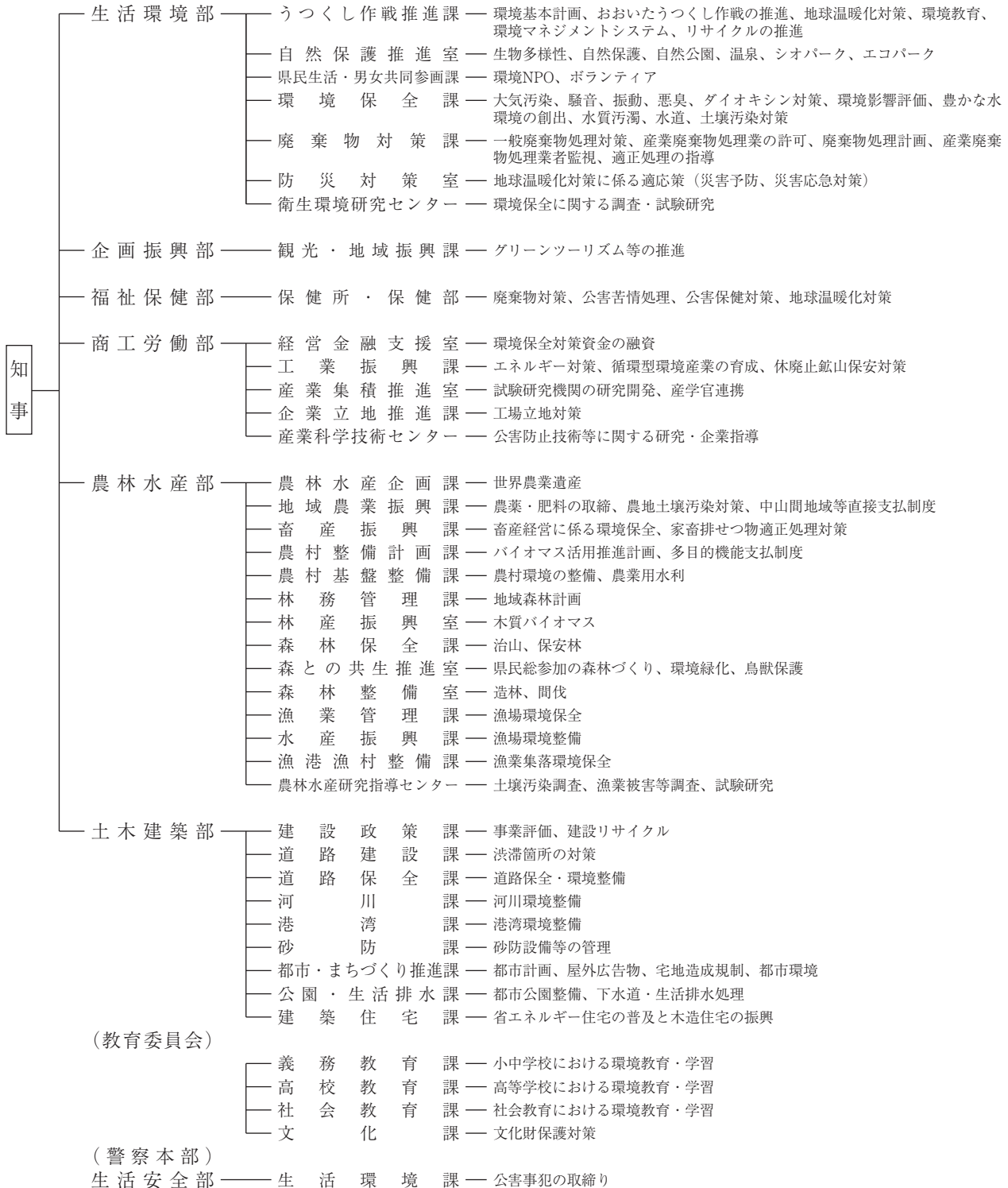
平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO₂削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行った。

さらに、平成28年4月の組織改正では、地域活

性化型の取組として「おおいたうつくし作戦」を展開するため地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」と改めるとともに、自然保護業務を一体的に推進するため、生活環境部に自然保護推進室を新設した。

平成28年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図1.2-8のとおりである。

図1.2-8 県の環境保全行政組織（平成28年4月） （平成28年4月現在）



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成

18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図1.2-9のとおりである。

* 各種審議会の委員の名簿については、資料編 2. 各種審議会委員等名簿参照

表1.2-9 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

(平成28年4月1日)

名称	根拠法令(設置年月日)	所掌事務	組織	27年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法第51条 大分県環境審議会条例(H6. 8. 1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 45人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会(重複あり) 7人 特別委員 5人	【環境審議会】 開催なし 【総合政策部会】 H27.6.26 ・第3次大分県環境基本計画(仮称)の骨子案について ・各部会決議事項について H27.12.18 ・第3次大分県環境基本計画(素案)について ・第4次大分県廃棄物処理計画の策定について ・大分県新環境基本計画の進捗状況について ・大分県環境マネジメントシステムの平成26年度実績について ・各部会決議事項について H28.1.20 ・第3次大分県環境基本計画(案)について ・第4次大分県廃棄物処理計画(案)について ・大分県地球温暖化対策実行計画(第4期)区域施策編の策定について ・第2次大分県環境教育等行動計画の策定について ・各部会決議事項について 【水質部会】 H28.2.23 ・佐伯湾に係る水質環境基準の類型指定の見直しについて ・平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について 【自然環境部会】 H28.3.25 ・第2次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)について ・指定希少野生動植物の指定について 【温泉部会】 H27.6.3 H27.7.28 H27.10.6 H27.12.2 H28.1.28 H28.3.28 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について ・おおいた温泉基本計画について 【鳥獣部会】 H27.8.31 ・鳥獣保護区特別保護地区の指定について 【環境緑化部会】 開催せず(審議案件なし)
大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条(H11. 3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員 14人	H27.8.4 ・大分ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書について H27.11.14 ・大分ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書について H28.1.22 ・大岳発電所更新計画に伴う環境影響評価準備書について H28.3.17 ・大岳発電所更新計画に伴う環境影響評価準備書について
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例(S45. 9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと	委員 10人	【調停委員会】 H27.10.21 H27.12.14 H28.1.29 ・平成27年(調)第1号事件について
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害救済措置条例(S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員 8人	H27.11.20 ・平成27年度赤潮発生状況及び赤潮被害対策等について ・平成27年度赤潮発生に伴う漁業被害の認定について

